

那覇市地域生活支援拠点等整備事業について

令和7年度集団指導
那覇市障がい福祉課
相談グループ

今回の内容

1. 地域生活支援拠点等整備事業について
2. 4つの機能について
3. 事業所登録、利用者登録について
4. 加算について



1. 地域生活支援拠点等整備事業とは

そもそも地域生活支援拠点等とは？

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等の移行を進めるため、緊急事態や地域移行に向けた支援についての機能を担うものです。

地域生活支援拠点等の目的とは

- ・ 障がいのある方が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の関係機関が連携し、切れ目なく支援を提供できる仕組みを作っていくこと。
- ・ 緊急時において、相談支援や福祉サービスを迅速に活用できるような体制を事前に整えていくこと。
- ・ 地域移行や親元からの自立等にあたり、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や体験の機会・場を提供していくこと。



本市では、**「那覇市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」**を令和5年4月に施行し、拠点の体制整備に向けて取り組んでいます。

拠点等事業の対象者

障がいのある方で、高齢者との同居世帯、複数障がい者等のいる世帯、母子又は父子世帯等に属し、緊急時に何らかの支援を要する者。

※障がいのある方全ての生活を地域全体で支える体制が目的ですが、周りのサポートの必要性がより高い方を対象としています。

どのように拠点等に必要なネットワーク体制を構築していくのか？

⇒4つの機能を活用

機能	内容
1. 相談	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
2. 緊急時の受入れ・対応	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
3. 体験の機会・場の提供	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4. 専門的人材の確保・養成等	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

2. 4つの機能について

(1) 相談機能

相談支援専門員等が、緊急時に備えて連絡体制の整備を行うとともに、緊急事態が発生した際に必要なサービスの調整や相談等を行う機能。

①緊急時の支援が見込めない世帯を把握する

※支援リスクの高いケースを**リスト化**する(特に重度障がい、医療的ケアのある方)

※親族の有無等の確認、可能であれば**緊急連絡先**を確保する。

②緊急時に備えたサービス等利用計画を作成していくことを検討

③事前に短期入所等のサービスを体験利用しておく等、いざというときに支援へつながりやすいよう体制を整えておく。

※相談支援専門員が緊急時対応の調整を行った場合は**加算**があります (事前の事業所登録が必要)

⇒上記の対象者において拠点の**利用者事前登録**を行い、緊急時に備えておく。

(2) 緊急時の受入れ・対応機能

病気や事故等緊急的な理由により介護者が障がい者等を介護できない状況にある場合等に、支援が必要な障がい者等の一時的な受け入れや、関係機関との連絡調整を行う機能。

緊急時とは

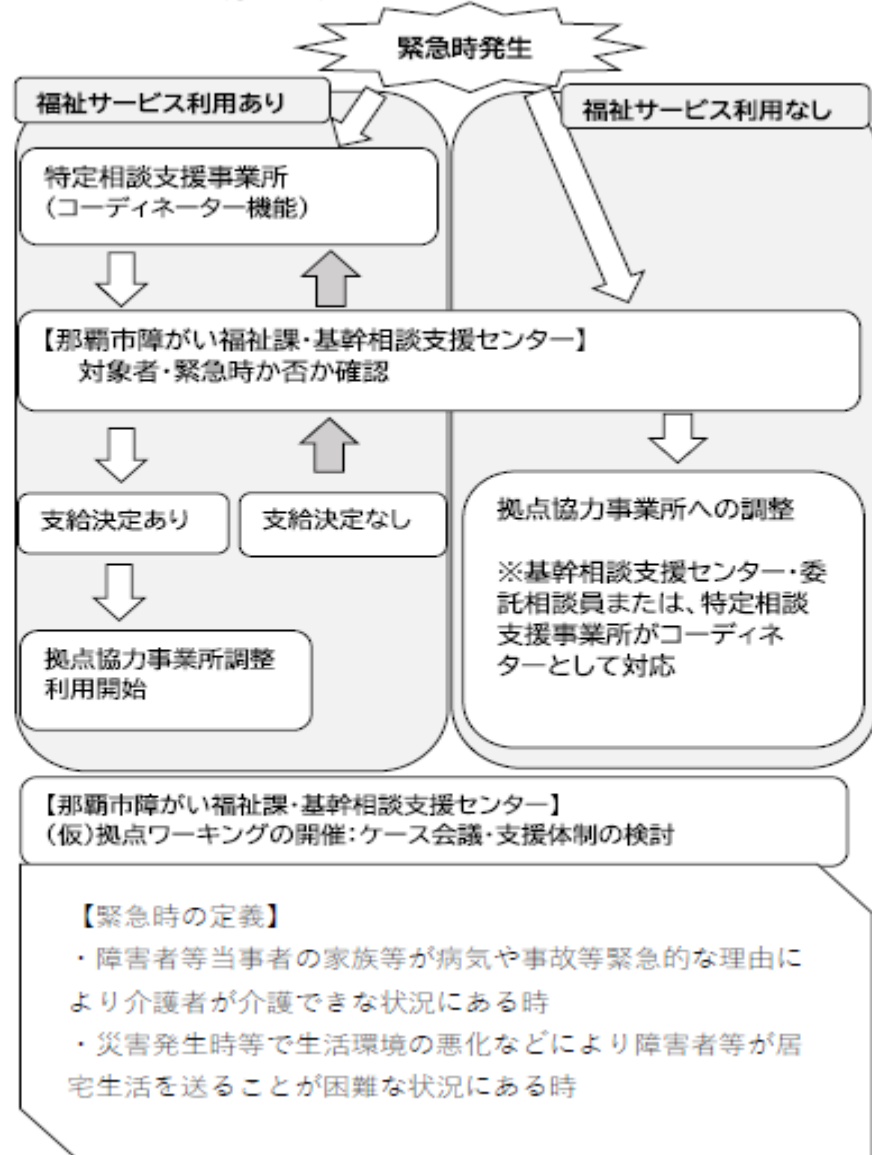
障害者の家族等が病気や入院、事故等の緊急的な理由により、介護者が不在もしくはそれに近い状態になり、障害者等が居宅で生活する事が出来ず、緊急一時的な保護が必要な状況。

緊急時対応について

サービス利用者：指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所
サービス未利用者：基幹相談支援センター等

※R6年度より、拠点関係機関との**連携担当者を1名以上配置**することが新たな要件として設けられた（担当者を明確化することにより）

緊急時の対応フローチャート



緊急時の連絡先

平日 (8:30~17:15)

【基幹相談支援センター】

- ・ 相談支援事業所Enjoy : 877-0552
- ・ 相談支援事業所ひかり : 886-6688
- ・ さぽーとせんたーi : 987-1167

上記以外 (本庁舎時間外、土日祝日)

○那覇市役所本庁 : 867-0111

※本庁舎守衛から担当へつながります

※緊急時の調整が困難なケースについては、上記へご連絡下さい。

～緊急時に対応できるように～

- 支援リスクの高い世帯を把握しリスト化する(可能であれば緊急連絡先を確保)
- 平時から短期入所等の利用を提案するなど、緊急時を想定した支援を検討する。



※緊急時に拠点事業にのせることができるよう、**事業所登録、利用者登録**を行う。
(登録した場合は加算の算定が可能です)

【本市で取組んでいくこと】

- 調整が困難なケースについては、担当相談支援専門員、基幹相談支援センター等が連携し、支援の検討を行う。
- 受入れ事業所の協力が必要不可欠なため、各事業所へ説明を行い協力を求めていく。
- 受入れ事業所からの退所調整が難しいケースについては、必要に応じて1週間以内にケース会議【担当相談支援専門員、基幹相談支援センター等が参加】を開催する。

(3) 体験の機会・場の機能

入所施設等からの退所、親元からの自立に向けて、一人暮らしの生活体験等を行うことを支援する機能。

- ・ 本人の希望やニーズに応じて、又は地域移行や今後の支援の必要性を見込んで、短期入所等の福祉サービスの体験利用につなげていく (加算対象サービスについては加算表を参照)

※体験には受入れ事業所の協力が必要なため、拠点の体験利用について事業所への理解を求めています。

(4)-① 専門的人材の確保・養成等

障がい者の高齢化・重度化や行動障がい等に対し、専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能。

- ・ 医療的ケアや強度行動障害、重度障害者等の専門的な対応ができる体制の確保や人材の育成のための勉強会を開催する。
- ・ 本市では、R8年2月に「強度行動障がい勉強会」を実施。



(4)-② 専門的人材の確保・養成等

～地域の体制づくり～

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

・ 関係機関や支援者間の情報共有、連携体制を日頃の支援の中で構築し、地域全体で障がいのある方を支えるネットワークを構築する。

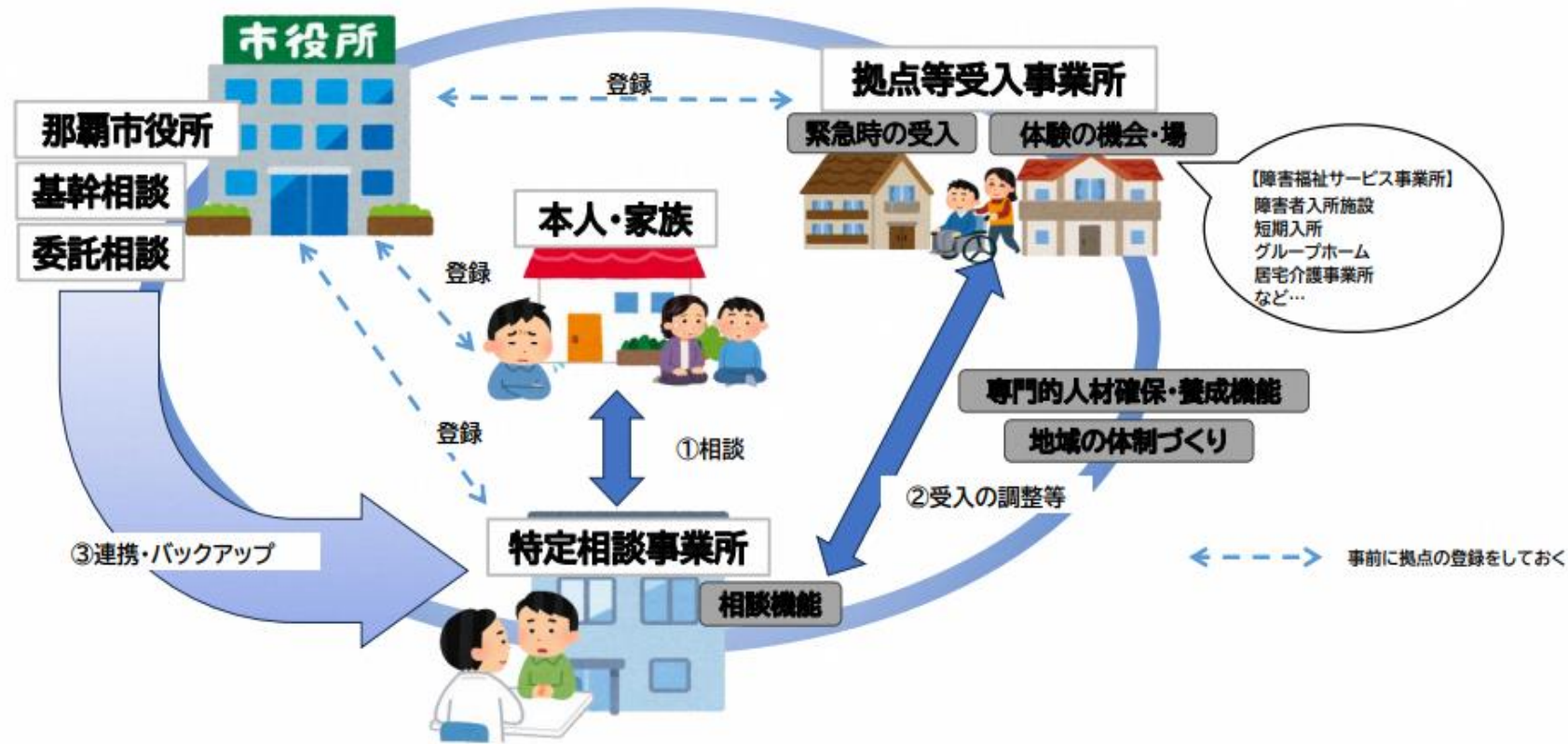
※各事業所で受入れが可能となる対象者についての情報収集。

※自立支援協議会ワーキングや特定相談支援事業所連絡会等を通じ、支援者間の連携体制を強化する。

※拠点に関する事例の積み重ねから、必要となる連携体制、社会資源を検証し、支援体制の整備を図っていく。

那覇市の地域生活支援拠点等イメージ図

※地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」を取り入れています。

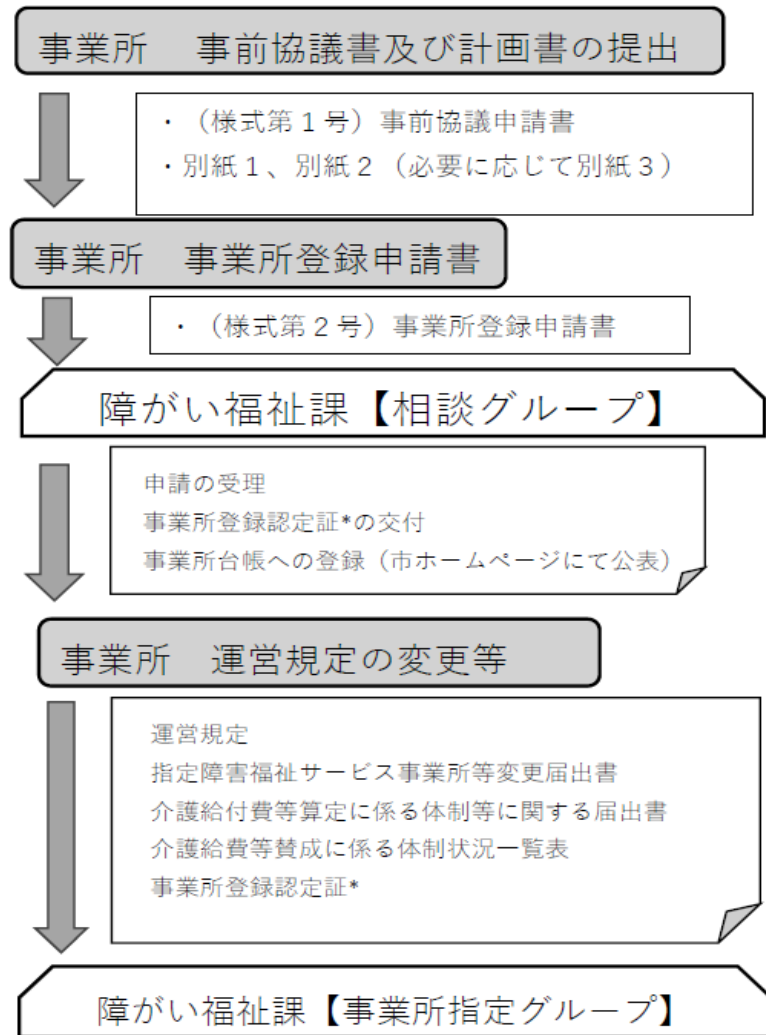


※福祉サービスの利用のない方は基幹相談支援センター等により相談を受け付けます。

3. 事業所登録、利用者登録について

①事業所登録について

地域生活支援拠点等に関する事業所登録の流れ
(基幹相談・委託相談・特定相談支援事業所・協力事業所向け)



○申請の注意点

申請の際には事前協議が必要です。

*事前協議の内容

- ・拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・実際に整備を行う場合の連携方法等
- ・整備状況の公表に係る周知方法等

(「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」令和6年3月29日)

事前協議

・事前協議申請書（様式第1号）に記入後、障がい福祉課相談グループへ電話連絡いただき、事前協議の日程調整をお願いいたします。

協議事項

- ・地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備推進における課題等
- ・実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・整備状況の公表に係る周知方法等

・拠点コーディネーターを配置する場合は、以下についても合わせて協議が必要です。

※拠点コーディネーターとは・・緊急時に備えた相談や事前のニーズ把握、入所・入院者及び施設・病院等への地域移行に向けた働きかけ、緊急時支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等を行う。

- （1）拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- （2）拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数を目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- （3）携会議の開催方法等
- （4）拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）

事前協議後の手続き

事業所

- 事業所登録申請書（様式第2号）を障がい福祉課（相談G）へ提出

障がい
福祉課

- 事業所登録認定書を交付

事業所

- 運営規程の変更（事業所登録認定証受理後、10日以内）

事業所

- 変更後の運営規程を障がい福祉課（事業所指定G）へ提出

～運営規程の記載例～

運営規定の記載例 ※各事業所の実態に応じ追加して下さい。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇条 事業所は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)第 77 条第 4 項」に規定する地域生活支援拠点等として以下の機能を担う。

(1) 相談機能

相談支援専門員等が、緊急時に備えて連絡体制の整備を行うとともに、実際に緊急事態が発生した際、障がい者等の福祉サービス等利用に向けたコーディネートを行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応機能

病気や事故等緊急的な理由により介護者が障がい等を介護できない状況にあること、又は災害発生時等生活環境の悪化などにより障がい者等が居宅生活を送ることが困難である場合に、支援の必要な障がい者等の一時的な受け入れや関係機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供機能

精神科病院からの退院や入所施設等からの退所、親元からの自立に向けて、障がい者等が一人暮らし等の生活体験を行うことを支援する機能

(4) 専門的人材の確保・養成機能

障がい者の高齢化・重度化や行動障がい等に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

運営規程の追加事項について判断に迷う場合は
ご相談下さい。

添付の加算表も参考にして下さい。

②利用者登録について ※注意:事業所登録を行っている相談支援事業所に行くことと しています。

利用登録（事前登録）について

【対象者】

- ・同居の家族が高齢の世帯
- ・複数障がい者等のいる世帯

事前の登録

相談員等



(様式第7号) 利用登録届書の提出

障がい福祉課【相談グループ】

登録者台帳に登録

事前に把握している利用者については、本人又はご家族等にご確認いただきご登録をお願い致します。

③利用申請フロー

利用申請について

※緊急時発生時の受け入れまたは体験の機会・場を利用する時

申請者

(相談員等または障害者等、その家族)



(様式第9号) 利用申請書の提出

障がい福祉課【相談グループ】



(様式第10号) 利用決定通知書の通知

申請者

(相談員等または障害者等、その家族)

緊急時対応、体験の機会・場の利用を行う場合は利用申請が必要です

まとめ

- 拠点等体制整備には、事業所の協力が不可欠となりますので、事業所登録について、ご検討よろしくお願ひします。
- 不明な点があれば、障がい福祉課または基幹相談支援センターへご相談ください。

【問い合わせ先】

○地域生活拠点等に関する相談

基幹相談支援センター	住所	電話
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9	098-877-0552
相談支援事業所ひかり	那覇市首里石嶺町1-151-5	098-886-6688
さぽーとせんたーi	那覇市三原2-6-1 2階	098-987-1167

○事業者及び利用者登録に関すること

那覇市福祉部障がい福祉課 相談グループ 電話:098-862-3275